

鹿 児 島 県 公 報

平成25年1月8日（火）第2870号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○団体営土地改良事業の計画の変更に係る認可申請を適当とする決定（農地整備課取扱い） 1

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 8 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、笠野原土地改良区が行う土地改良事業（維持管理）の計画の変更に係る認可申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成25年1月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成25年1月9日から同年2月6日まで
- 縦覧場所
鹿屋市役所農地整備課
鹿屋市申良総合支所産業建設課
肝付町役場農業振興課